

鶴岡市こどもの遊び場に関する協議会設置要綱

(設置)

第1条 こどもの遊びの機会を創出する市の屋内・屋外におけるこどもの遊び場整備に関し、その在り方について、幅広い意見を反映させるため、鶴岡市こどもの遊び場に関する協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次のことを行う。

- (1) こどもの遊び場整備の方針に関すること。
- (2) こどもの遊び場整備の進捗状況の管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、目的達成に必要なこと。

(組織)

第3条 協議会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 保護者、保護者団体等
- (3) 遊び場等の施設管理者
- (4) 住民の代表者
- (5) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、協議会を主宰し、会務を掌理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第6条 会議は、委員長が必要と認めるときに招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 委員長が必要と認めるときは、他の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、子育て推進課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って、別に定めることができる。

附 則

この要綱は、令和6年10月11日から施行する。